

○狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金交付要綱

令和5年3月28日要綱第52号

狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯による親世帯との近居又は同居（以下「近居等」という。）を促進し、若年世帯の定住化及びそれぞれの世帯の居住安定を図り、もって狛江市の高齢福祉及び子育て福祉の持続的な発展に寄与するために実施する狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金の交付について、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 第6条に規定する助成金の交付申請時点において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（母子健康手帳が交付されている者の胎児を含む。）及びその親で構成され、生計を一にする世帯をいう。
- (2) 親世帯 子育て世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの一親等以内尊属（介護保険施設等に入所している場合を除く。）を含んで構成された世帯をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための建物をいう。
- (4) 住宅取得等 子育て世帯が住宅建設用地を購入、住宅を建設（借地又は親族所有の土地での建設も含む。）又は住宅を購入（分譲住宅・建売住宅等の土地の取得を伴うものも含む。）することをいう。
- (5) 近居 子育て世帯及び親世帯のいずれもが、市内に居住することをいう。
- (6) 同居 子育て世帯と親世帯が市内において同一の住宅に居住することをいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、子育て世帯の世帯主のうち次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子育て世帯に属する世帯員全員が市内に転入し、親世帯と近居等を行うこと。ただし、子育て世帯に属する世帯員のうち一部の者が、転勤等により近居等ができない場合を除く。
- (2) 親世帯と近居等を行うため、狛江市の住民となった日から起算して5年以上にわたって市内に居住を継続する見込みであること。
- (3) 第6条の規定による助成金の交付申請時点において、親世帯が1年以上引き続き市内に住所を有し、現に居住していること。
- (4) 親世帯が市税を滞納していないこと。
- (5) 子育て世帯及び親世帯に属する世帯員が狛江市暴力団排除条例（平成25

年条例17号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(6) この要綱による助成金の交付を過去に受けた世帯でないこと。

(助成対象費用)

第4条 この助成金の交付の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、子育て世帯が親世帯と近居等をするために行う次に掲げる事項に要する費用とする。

(1) 住宅取得等に係る費用(ただし、必要とする一連の契約のうち、最初に締結する契約に限る。)

(2) 住宅取得等を伴わない引越しに係る費用(引越し事業者に支払う運搬に係る費用に限る。)

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象費用の金額とし、その額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。

2 助成金は、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次条第2項に規定する契約を締結する前に、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金交付申請書(第1号様式)に親世帯の市税の納付状況の確認に関する同意書(第2号様式)その他必要な書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに交付の可否を決定し、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金交付決定通知書(第3号様式)又は狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金不交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)又はその配偶者は、交付決定の通知を受けた後に第4条第1号に掲げる住宅所得等に係る契約又は同条第2号に掲げる住宅取得を伴わない引越しに係る契約(住宅の賃貸借契約を伴う場合は、賃貸借契約)を締結しなければならない。

(助成金の辞退)

第8条 助成決定者が、近居等を行わなくなったときは、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金辞退届(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定による届出があったとき又は助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消し、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金交付決定取消通知書(第6号様式)により助成決定者に通知するものとする。

(1) 助成決定者が偽りその他不正の行為により交付決定を受けたことが判明

したとき。

- (2) 次条の規定による実績報告が、期限までに行われなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 助成決定者は、第7条第2項に規定する契約に関する金銭（着手金・前払い金等を含む。ただし、民法（明治29年法律第89号）第557条に規定する手付は除く。）の支払後、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて、交付決定を受けた翌年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、12月15日までに交付決定を受けた場合は、当該年度の2月末日までを期限とする。

(助成金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査の上、助成金の額を確定し、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金額確定通知書（第8号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定により、助成金額を確定する通知を受けた助成決定者は、狛江市子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金請求書（第9号様式）により、速やかに市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出された場合は、内容を確認の上助成金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定した者に対するこの要綱の規定の適用は、なおその効力を有する。